さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

令和7年8月29日

さいたま市教育委員会教育長子丁居子子

さいたま市教育委員会規則第14号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改 正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(介護休暇)

第25条 「略]

2·3 「略]

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5~10 [略]

(介護時間)

第26条 「略]

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第 2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の 承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間 については、1日につき2時間から当該部分休業 の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超 えない範囲内の時間とする。

<u>(3歳未満の子を養育する教職員に対する意向確</u> <u>認等を行う期間)</u>

第35条 条例第22条第2項の教育委員会規則で 定める期間は、3歳に満たない子を養育する教職 員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2 歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。 改正前

(介護休暇) 第25条 「略]

2 · 3 「略]

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続 した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする 介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日 については、当該4時間から当該介護時間の承認 を受けて勤務しない時間を滅じた時間)を超えな い範囲内の時間とする。

5~10 [略]

(介護時間)

第26条 [略]

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第36条	[略]	第35条	[略]	
第37条	[略]	第36条	[略]	

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。